

# 工事書類簡素化要領（設備工事編）の解説

平成21年6月

福岡市財政局技術監理部技術監理課

はじめに

福岡市では、工事書類の必要性を見直し、手間および事務の簡素化の観点から、工事書類の簡素化要領を平成21年6月に定めました。

要領だけでは内容の把握がしにくく、簡素化の的確な運用を図るために、同要領の解説として本書を作成しましたので、要領と合わせて御利用ください。

また、本書は要領とリンクしておりますので、要領を改定した際には、合わせて改定します。

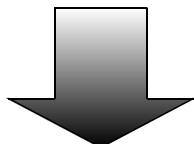
平成21年6月

福岡市財政局技術監理部技術監理課設備係

## 施工計画書に綴る資格者証の写しの削減

### これまで

- ・工事に携わる作業員の有する資格のすべての写しを提出されているケースがあった。
- ・作業員名簿には工事に関連する全ての資格を極力記載してもらっていた。



### これからは

- ・**工事で必要となる資格の写しのみ提出すればよい。**
- ・作業員名簿には工事に関連する全ての資格を極力記載してもらう。

#### ●解説

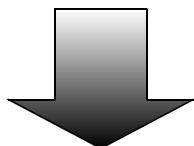
資格者証の写しは、法令上または福岡市が指定する施工に必要な資格の必要最低限を提出すれば良いことにしました。

ただし、作業員名簿には、急遽作業主任者が変更になった場合などに備えて、当初に工事に関連する資格の保有状況を確認するために極力記載して頂くことが望ましいため、従来通りとしています。

## 産業廃棄物処理確認票の削減

### これまで

- ・工事で発生した産業廃棄物の数量、品目を確認するために産業廃棄物処理確認票の提出を求めていた。



### これからは

- ・**産業廃棄物処理確認票の提出は不要とする。**

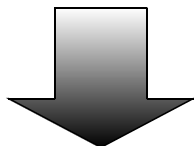
#### ●解説

工事で発生した産業廃棄物の品目と数量の確認は、マニフェストで行うことにしたので、検査時にはマニフェスト(D-2票またはE票)を用意すること。

## 産業廃棄物運搬および処理の契約書および許可証の写しの削減

これまで

- ・産業廃棄物の運搬および処分の契約書の写しの提出を求めている。
- ・産業廃棄物処理収集および処分の許可証の写しの提出を求めている。



これからは

- ・産業廃棄物の運搬および処分の契約書の写しの提出は不要とする。
- ・産業廃棄物処理収集および処分の許可証の写しの提出は不要とする。

### ●解説

監督員や検査官は、必要な時に産業廃棄物の処分に関する契約が適正に行われていることや契約した業者が対象となる品目（鉄くずなど）の許可を有しているかを確認します。

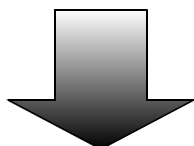
その確認のために、写しの提出を求めてきましたが、今後は契約については契約書原本で確認しますので、確認を求められた際には契約書を提出してください。

許可の内容については、福岡市や福岡県のホームページに掲載されていますので、そちらで確認します。ただし、更新が間に合っていないなどでホームページの情報と許可の内容が相違している場合は、確認のため最新情報の許可証の写しを提出してください。

## 工種別施工計画の削減

これまで

- ・配管、ダクト、保温および塗装の施工方法の提出を求めている。



これからは

- ・「公共建築工事標準仕様書」に記載されている施工方法で施工する場合は施工方法の提出は不要とする。

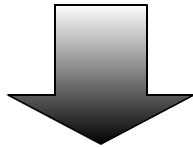
### ●解説

公共建築工事標準仕様書に記載と異なる施工方法、仮設工、発注者が必要と判断する場合は従来どおり提出が必要です。

## 繰り返しとなる工事写真の削減

### これまで

- ・学校や住宅などで同じ施工を繰り返し行う場合も、撮影を指定された場所の全数について撮影することとしていた。



### これからは

- ・塗装、保温、防食などで同一の施工を繰り返し行う場合の工事写真は、代表的な1部屋のみ撮影すれば良いものとする。

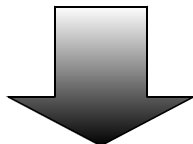
#### ●解説

塗装、保温、防食工事などで同一の施工を繰り返し行う場合の工事写真は、代表的な1部屋のみ撮影でよいものとしませんが、配管やダクト、電線管などの工種は同一の施工方法でも省略できません。

## 材料検収写真の削減

### これまで

- ・工事で使用するすべての材料について材料検収写真を撮影する。
- ・材料の納品を受けたらその場で確認し、材料検収写真を撮影する。



### これからは

- ・完成時に目視確認できる機器類や一般的な電線、電線管、配管などの材料については、納品場所が履行場所となった出荷証明や監督員の立会記録写真で確認ができれば撮影しなくても良いものとする。
- ・材料検収写真は、使用する場所で使用前に撮影して良いものとする。

#### ●解説

材料保管時の品質確保を証明する写真など材料検収以外の目的がある場合は、受発注者の判断で撮影して良い。